

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち
新たな販路へのマッチング等促進対策補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知
制定 令和2年3月10日 元食産第5287号

(通則)

第1 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策実施要綱(令和2年3月10日付け元食産第5283号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)に対し、予算の範囲内において、事業実施主体(実施要綱第2に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2 大臣は、事業実施主体が行う学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第3 規則第2条の大臣が別に定める申請書に関する事項は別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、事業実施主体は、大臣に正副2部を提出しなければならない。
2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、食料産業局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第5 大臣は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争若しくは指名競争による入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による補助金変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業(本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(実績報告)

第12 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(事業実施主体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、大臣に実績報告書正副2部を提出しなければならない。

2 第3第2項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって第3第2項のただし書に該当した事業実施主体について当該補助付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13 大臣は、第12第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 14 大臣は、第 8 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項 (1) から (3) までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る期限に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理)

第 15 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助金事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(間接補助事業を行う場合の読替え等)

第 16 間接補助事業を行う場合、第 1 において「事業実施主体（実施要綱第 2 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）」とあるのは「事業実施者（実施要綱第 3 に規定

する事業実施者をいう。以下同じ。) に対し補助を行う者 (以下「補助事業者」という。)」と、第 2 から第 13 まで及び第 15 において「事業実施主体」とあるのは「補助事業者」と、第 14 において「事業実施主体」とあるのは「事業実施主体又は補助事業者」と読み替えるものとする。

- 2 間接補助事業を行う場合、補助事業者は、事業実施者に補助金を交付するときは、第 6 から第 15 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 0 日から施行する。

別表（第2、第9関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
1 販売サイト 支援対策	公益財団法人食品等流通合理化促進機構が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費	定額	補助事業に 要する経費の 30%を超える 増減	事業の内容の 削除
2 地域におけ る取組支援 対策	公益財団法人食品等流通合理化促進機構が実施要綱に基づいて行う1の経費、公益財団法人食品等流通合理化促進機構が実施要綱に基づいて募集・選定した事業実施者に対して補助する場合における当該補助に要する2の経費 1 事業実施者を公募・選定を行う経費 2 地域における取組支援対策費	定額	補助事業に 要する経費の 30%を超える 増減	事業の内容の 削除
3 事業者の配 送料等への 支援対策	公益財団法人食品等流通合理化促進機構が実施要綱に基づいて行う1の経費及び公益財団法人食品等流通合理化促進機構が実施要綱に基づいて募集・選定した事業実施者に対して補助する場合における当該補助に要する2の経費 1 事業実施者を公募・選定を行う経費 2 事業者の配送料等への支援対策費	定額	補助事業に 要する経費の 30%を超える 増減	事業の内容の 削除

別記様式第1号（第3関係）

令和元年度学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな
販路へのマッチング等促進対策補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和元年度において、下記のとおり事業を実施したいので、学校給食の休止に伴う未
利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金交付要綱
第3の規定に基づき、 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助対象事業費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税
額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入
すること。

4 事業の完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1)収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2)支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

別記様式第2号（第7関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の物品・役務の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注2）「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第8関係）

令和元年度学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金変更承認申請書」を「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第4号（第11関係）

令和元年度学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち
新たな販路へのマッチング等促進対策補助金補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官 署 支 出 官 ○ ○ 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業 に要する 経費	(A) 国庫補助 金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇 日迄予 定出来 高	金額	〇月〇 日迄予 定出来 高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第12第1項関係）

令和元年度学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち
新たな販路へのマッチング等促進対策補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金交付要綱第12第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助対象事業費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第6号（第12第3項関係）

令和元年度学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち
新たな販路へのマッチング等促進対策補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金について、学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業補助金のうち新たな販路へのマッチング等促進対策交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等その他の売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類その他の免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料